

主 文

被告人A株式会社を罰金100万円に、被告人Bを懲役2年及び罰金100万円に、被告人Cを懲役1年に、被告人Dを罰金30万円に、被告人Eを罰金50万円に処する。

被告人B、被告人D及び被告人Eにおいて、その罰金を完納することができないときは、5000円を1日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人Bに対し、この裁判確定の日から3年間その懲役刑の執行を猶予する。

被告人Cに対し、この裁判確定の日から2年間その刑の執行を猶予する。

理 由

【罪となるべき事実】

- 第1 起訴状(添付省略)記載の公訴事実第1と同一であるから、これを引用する。
- 第2 起訴状(添付省略)記載の公訴事実第2と同一であるから、これを引用する。
- 第3 起訴状(添付省略)記載の公訴事実第3と同一であるから、これを引用する。
- 第4 起訴状(添付省略)記載の公訴事実第4と同一であるから、これを引用する。
- 第5 起訴状(添付省略)記載の公訴事実第5と同一であるから、これを引用する。

【証拠の標目】(省略)

【法令の適用】(省略)

【量刑の理由】

被告人らは、多額の広告収入等を得るために、人気の高い映画のいわゆるネタバレサイトを組織的に運営しており、著作権者らの正当な対価を収受する権利を侵害し、ひいては創造的な映画文化の発展をも阻害しかねない犯行といえる。その利欲的な犯行動機にも強い非難を向けなければならない。

被告人A株式会社は、本件各犯行により実際に多額の利益を上げたのであって、

その刑責に相応する額の罰金刑としなければならない。

被告人Bは、被告人A株式会社の代表者として、本件サイトの運営を主導するなどしたものであり、その刑責は共犯者らの中でも最も重い。

被告人Cは、本件サイトの実際の運営業務等を行っていたものであり、その刑責は被告人Bに次いで重いというべきである。

被告人Dと被告人Eは、報酬を得て著作権を侵害する記事を実際に作成していたものであり、その刑責を軽視することはできない。

もっとも、同種事犯の量刑傾向等に照らせば、これまで前科のない被告人らについては、いずれも社会内での更生を期するのが相当である。

犯情等に関するこれらの判断により被告人ごとにそれぞれ定められた刑責の枠内において、本件サイトが既に閉設され、被告人らがいずれも今後はネタバレサイトの運営等に関わることなく、もう二度と罪を犯さない旨誓約していることや、配偶者が監督等を約束していることなどの一般情状も考慮して、主文の各刑を量定した。

令和8年8月3日

仙台地方裁判所第1刑事部

裁判官 榊 原 敬